「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク(BMF)」の実施に関する質問状

「アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーかつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク(BMF)」の実施に関する本質問状は、BMF の優先領域及び施策課題等における進捗状況に関する報告を、政府や NGO から寄せていただくことが目的です。この質問状への回答は、我々が今後「アジア太平洋障害者の十年、2003-2012」の成果を評価する為の基本データや指標を作成する際に利用させていただきます。

ご回答はできるだけ早急にお送りください。締め切りは2004年5月29日とさせていただきます。送り先は:

Ms Kay Nagata, Social Affairs Officer Population and Social Integration Section Emerging Social Issues Division UNESCAP Rajdamnern Nok Avenue Bangkok 10200, Thailand Fax: 66-2-2881030

E-mail address: nagata@un.org

この質問状は、ESCAP のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください:

 $\underline{http://www.unescap.org/esid/psis/disability/index.asp}$

回答者に関する情報をお書き込みください:

国:

省庁・部署又は組織名:

担当者:

Mr/Ms

「言書き:

電話番号:

ファックス番号:

E - メール:				
所属組織のホームページ	ブ・アドレス:			
住所:				
_				
回答された月日:	2004年	月	日	
下記の質問にお答えくだ	ごさい:			
I. 障害問題に関す	る国の取り組み			
	J	国内機関		
1-a. あなたの国には障 ある ()	害問題の国内調整 ない (
1-b. 1-a で「ある」と答 その機関の名詞			さい:)
設立されたの	は何年ですか:()
その機関のメ	ンバーは何名で	構成されている	るのですか?()
機関の構成メ	ンバーは?			
()
連絡できる担	当官の氏名:()
この機関の年間	間予算額(予算付I	ナがある場合)	:()
1-c. 1-a に「ない」と答	答えた場合、あな	たの国におい	て、障害問題は主に	どの部局が担
当しているのです	か:			

国内行動計画

2 -a.	BMFの実施のための国内行動計画はありますか? ある () ない() 準備中()
2-b.	2 -a.で「ある」と答えた場合、その行動計画のコピーを添付するか、その計画が掲載
	されているホームページをお教えください。更に下記にお答えください:
	その行動計画の名称:()
	制定された年: ()
	計画の簡単な説明(計画によってカバーされる期間も含む):
	計画の実施のための年間予算:
2-c.	行動計画に含まれる分野(計画に含まれるもの全てにチェックをつけてください):
	障害者の自助団体及び家族・親の会・・・・・・・・・・・ () 女性障害者・・・・・・・・・・・・・・・・ ()
	女性障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ () 早期発見、早期対処および教育・・・・・・・・・・・・()
	訓練および自営を含む雇用・・・・・・・・・・・・・・()
	各種建築物・公共交通機関へのアクセス・・・・・・・・・ ()
	情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス・・・・・・()
	能力開発、社会保障及び持続的生計プログラムによる貧困の軽減・・・()
	障害者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・()
	地域に根ざしたアプローチ(例:C . B . R .)・・・・・・・・・() データ収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・()
	が 社会の啓蒙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ()
	その他(具体的にお書きください)

BMFの実施のための行動

3-a.	BMFはあなたの国の言語に翻訳され、その翻訳版は入手可能ですか?		
	はい() いいえ () 現在翻訳中 ()		
	「はい」と答えた方はコピーを添付するか、データとして掲載しているカ	√-1	\ ページ
	をお教えください。		
3-b.	BMFの目標や政策方針を促進し実施するために行っているその他の	取じ	組みに
	ついてお書きください:		
	BMFの実施に関する国内法令・指令	()
	国の障害者年の制定	()
	国の障害者の十年の制定	()
	社会の啓蒙のための行事や刊行物	()
	BMF実施のための小地域機関の設立	()
	障害関連の予算増額(増加率をお書きください)		<u> </u>
	障害問題の行政担当者の数の増強(増員数をお書きください)		
	法律の制定/改正(具体的にお書きください)		
4 . đ	らなたの国のBMF実施に対する積極的かつ重要な取り組みの例を簡単	に紹	介して
くだ	さい。		
ΙI	. 障害問題の政策への統合		
5.	下記の分野に関する国の政策に、障害者の課題を統合するものがあれば、	チョ	ニックし
	てください:		
	経済及び社会開発	()
	教育及び訓練	()
	貧困軽減	()
	雇用	()

	交通機関	()
	各種建築物へのアクセス	()
	情報通信技術	()
	医療(リハビリテーション及び早期対処を含む)	()
	ジェンダー(性差別問題)	()
	その他(具体的にお書きください)		
тт.	I . 法律		
	- · /AF		
	障害者の権利に関する国際条約		
6.	あなたの国は、2001年12月19日の国連総会決議 56/168 により設	置さ	れた、
	「障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する総合的かつ包括的な国	際条	約」の
	準備・検討のための国連アドホック特別委員会の作業を支持しています。	か?	
	支持している () 支持していない () 立場不明	()
	憲法		
7-a.	あなたの国の憲法には障害に関する条項がありますか?		
	ある () ない () 現在開発中 ()		
7-b.	7-a で「ある」と応えた方はコピーを添付するか、データで見ることができ	るホ	ニームペ
	ージを教えてください。その際、次のことを書いてください:		
	障害に関係する条項の番号 ()
	制定・改正された年 (_)
	これらの条項の簡単な説明:		

障害問題の社会統合(インテグレーション)

8. あなたの国の政府は、下記に関する一般法律に障害者の問題を統合していますか? (該当するもの全てにチェックして下さい)

	教 月	()			
	雇用	()			
	保健	(
	情報及び技術	()			
	建築及び住居	()			
	交通機関	(
	貧困軽減 社会保障)			
	行女体性 ジェンダー	()			
	シェファー その他(具体的にお書きください)	()			
	障害に特化し	ンた法律				
9-a.	あなたの国の政府は、下記の分野につい [・]	て、 <u>障害に</u> ‡	寺化した分)野別	<u>法律</u> があ	ります
	か?もしあれば、コピーを添付するか、デ	<u>ー</u> タで見る	ことのでき	きるホ	ームペー	ジをお
	教えください:(全ての該当する項目にチェ					
	教育(例:特殊教育法)		- ,	()	
	雇用(例:雇用割り当て制度・雇	用促進法)		(
	リハビリテーション(例:CBR)	·		(
	保健・健康(例:早期対処法)	,		()	
	情報と技術(例:アクセス可能な	T C T)		()	
	建築基準(例:アクセス基準)	101)		()	
	交通(例:アクセシビリティに関	オス注)		•		
	·	9 O/II)		()	
	貧困軽減	^ \		()	
	社会保障、社会福祉(例:障害年			()	
	その他(具体的にお書きください))				_
9-b.	「9-a」にチェックした法律が適用される	陪宝けどわ	でしょう	∕ 章衣 斗4 7	さる±の:	を全て
<i>y</i> -0.		存占16016			9 5 007	e ± c
	チェックしてください):					
	<u>障害分野:</u>				_	
	身体障害			()	
	視覚障害			()	
	聴覚障害			()	
	知的障害			()	
	精神障害			()	

差別禁止法

	その他(具体的にお書きください)	
	法の適用の具体例を書いてください(例:身体障害者と視覚障害者のみに 適用される雇用促進法)	
	障害者に関する包括的な法律	
10-a.	包括的な障害者法はありますか? ある() ない() 現在開発中()	
10-b.	10-a で「ある」と答えた方は、コピーを添付するか、データで見ることのできる ームページをお教えください。更に、下記についてお書きください: 法律の名称 () 制定・改定された年 ()	小
10-с.	障害者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・(地域に根ざしたアプローチ(例:C.B.R.)・・・・・・・(データ収集・・・・・・・・・・・・・・()

障害に特化した差別禁止法

11-a.	障害に特	寺化した	:差別禁止法	はありま	きすか?					
	ある	()	ない()	現在開発中	ı ()			
11-b.				_	ーを添付する <i>t</i>	-			ことので	できるホー
	ムペー	ブをお す	対えください	。更にヿ	「記についてお	書きく	ださ	Σ():		
	法律の名	S称 ()	
	制定・記	欠定さ∤	1た年 ()	
	法律の特	寺徴につ	ついて、簡単	にご説明	月ください:					
11 0	<i>あかた</i>	の国に	ある句括的	ひっぱん田	予別法の執行の	ハためん	か生 II	守た むき	まき /	ださいば
11-6.			のる已拾り! :全てチェッ			71207	ソノロリ	反でのi	≣	/C C V I(i)
			・立て制度 ・立て制度	, , ,	\ /C C V 1/ .		()		
	-		る聴聞会				(-		
		政に6 査・審					(
		'点	· 				(•		
			- 1場合の罰則	制度			()		
					さい)		•			
				障	害者の参加					
12.	あなたの	国の政	府は、下記の	ひいずれ	か(もしくは両	i方)へ(の障	害者の参	∮加を同	可能にする
	制度を	設けて	いますか?(該当する	ものにチェッ	クをし	てく	ださい)	:	
	(a) ⊥	記の法	律の策定と	監視(モニ	ニタリング)			()	
	(b) 	害者の	権利に関す	る国際条	約の起草プロ・	セス		()	

その制度の簡単	- 一					
/ . 計画立案に値	吏用可能な障害関連の統計的ラ	≐ータ				
障害に関する統	計的データを集めるために、。	あなた	の国の	の政府	はどの	ような手段
いていますか?						
人口登録(戸	籍簿)				()
人口調査(目	国勢調査)				()
標本調査(サ	ンプリング)				()
その他(目休	的にお書きください)					
		, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		- 4. 5 /	<i>-</i> 216 I	<i>\(\tau \)</i>
データ収集を担当	áするのは主にどの政府機関又	は省点	テです	⁻ か?(名称と	住所をおか
	áするのは主にどの政府機関又	は省所	テです	⁻ か?([:]	名称と	住所をおか
データ収集を担当	省するのは主にどの政府機関∑	は省点	テです	⁻	名称と	住所をおか
データ収集を担当	省するのは主にどの政府機関∑	は省点	テです	⁻	名称と	住所をおか
データ収集を担当	áするのは主にどの政府機関又	(は省所 	うです	¯か?(·	名称と	住所をおか
データ収集を担当 ださい): 	省するのは主にどの政府機関又 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で					
データ収集を担当 ださい): 		のどの	分類	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): 	障害者に関する情報は、下記 い?(該当するものを全てチェ [、]	のどの	分類	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): 	障害者に関する情報は、下記 い?(該当するものを全てチェ [、] 人口について:	 のどの ックし [·]	 分類 てく <i>1</i>	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): あなたの国では、 供されていますが 全ての障害者 - 障害別	障害者に関する情報は、下記 い?(該当するものを全てチェ [、] 人口について: 分類	のどの ックし [・] (分類 てく <i>1</i>	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): あなたの国では、 供されていますが 全ての障害者 - 障害別 - 年齢別	障害者に関する情報は、下記 い?(該当するものを全てチェ [、] 人口について: 分類 分類	のどの ックし [・] ((分類 てく <i>f</i>))	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): あなたの国では、 供されていますが 全ての障害者 - 障害別 - 年齢別 - 都市部	障害者に関する情報は、下記か?(該当するものを全てチェッ 人口について: 分類 分類 ・農村部の居住地域別分類	のどの ツクし [・] ((分類 てく <i>f</i>))	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): あなたの国では、 供されていますが 全ての障害者 - 障害別 - 年齢別 - 都市部 - 教育レ	障害者に関する情報は、下記い?(該当するものを全てチェッ 人口について: 分類 分類 ・農村部の居住地域別分類 ベルによる分類	のどの ツクし [・] (((分類 てく <i>†</i>)))	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): あなたの国ではません 全ての障害と ・ 障害別 ・ 都育レ ・ 教業上	障害者に関する情報は、下記か?(該当するものを全てチェッ 人口について: 分類 分類 ・農村部の居住地域別分類 ベルによる分類 の地位による分類	のどの ツクし [・] ((分類 てく <i>1</i>))))	によっ	て性別	
データ収集を担当 ださい): あなたの国ではません 全ての障害と ・ 障害別 ・ 都育レ ・ 教業上	障害者に関する情報は、下記か?(該当するものを全てチェッ 人口について: 分類 ・農村部の居住地域別分類 ベルによる分類 の地位による分類 形態による分類	のどの ツクし [・] (((分類 てく <i>†</i>)))	によっ	て性別	

	2001年にはあなたの国の政府が世界保健機関の国際生活機能分類(ICF)を承認しましたが、すでに適用(活用)されていますか?
	されている() されていない() 一部適用されている ()
18.	あなたの国の政府は2001年に国連が発行した、「障害統計の開発に関するガイド ラインと原則」(正式な和訳不明)を活用していますか?
	活用している() していない() 一部に活用()
19.	あなたの国の全人口に対する障害者の割合ついてお尋ねします:
	パーセント:
20.	情報源:
٧.	BMF(びわこミレニアム・フレームワーク優先領域
1.	
	障害者の自助団体及び家族・親の会
21-a	障害者の自助団体及び家族・親の会 あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか?
21-a	
	あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか?
	 あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか? ある() ない() 21-a で「ある」と答えた方は、下記をお書きください:
	 あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか? ある() ない() 21-a で「ある」と答えた方は、下記をお書きください:
	 あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか? ある() ない() 21-aで「ある」と答えた方は、下記をお書きください: 組織の名称 ()
21-b	 あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか? ある() ない() 21-aで「ある」と答えた方は、下記をお書きください: 組織の名称 (
21-b	 あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか? ある() ない() 21-aで「ある」と答えた方は、下記をお書きください: 組織の名称 (
21-b	あなたの国には、多数の種類の障害を網羅する自助組織はありますか? ある() ない() 21-aで「ある」と答えた方は、下記をお書きください: 組織の名称 (

組織との優先契約	()
人材提供	()
税の免除	()
その他(具体的に明記してください): 	
2. 女性障害者	
22. 女性障害者の一般社会への統合及び開発の)ために政府が提供する支援についてお答 <i>う</i>
ください(該当するものを全てお書きくだる	さい):
女性障害者のための積極的差別是正措	昔置(アファーマティブ・アクション)
(どのような分野における措置なのか	い、具体的にお書きください):
女性障害者のネットワークの開発	()
女性に関する政策調整機関への女性障	言書の参画 ()
全国的な女性組織への障害女性の参加	口促進 ()
リーダーシップ研修の提供	()
その他(具体的にお書きください): 	
3. 早期発見、早期対処および教育	
23. 政府の総合的な保健計画に、障害予防サー	ビスは含まれていますか?
含まれている () 含まれない (
24. あなたの国の政府は早期発見、早期対処サ	ービスを提供していますか?
両方提供 ()	早期発見のみ提供())
早期対処のみ提供()	どちらも提供されない ()
現在開発中 ()	
25. あなたの国の政府はリハビリテーション・	サービスを提供していますか?
はい() いいえ()	現在開発中()
26. 政府はCBRサービス提供していますか?	?
I+I 1 () I 1 I > ()	田太 <u>智</u> 森山 ()

27. 政	府が提供する、障害	を持つ子どもへの	支援サービスをお	きさくだ	さい(該当す	るも
Ø	を全てお書きくださ	(I):				
	インクルーシブ教育		()			
	分離、特殊施設にお	ける教育	()			
	両方		()			
	その他(具体的にお書	書きください):				
4. 訓練	および自営を含む雇用	Ħ				
28. 障	害者の職業リハビリ	テーション及び雇	用サービスはあ!)ますか?	これらは特	殊施
設	とによって提供されて	いるのですか、それ	1とも一般(メイン	ノストリー	ム)の職業関	連施
設	とにおいて提供されて	いますか?				
	ある()	ない()	現在開発中	1 ()		
	特殊施設()		一般の施設	ŧ ()		
29. 障害	害者のために政府が推	達進する様々な職業	・雇用支援形態に	こついてお	書きください	八(該
当す	るものを全てお書き	ください):				
	一般就労支援			()	
	施設作業			()	
	支援付雇用			()	
	社会企業			()	
	自営			()	
	その他(具体的にお書	書きください):				
30-а. đ	。 なたの国の政府が障	意害者の雇用促進の	ために採用してい	ハる手段を	お書きくだ	さい
(記	亥当する項目全てにチ	チェックして下さい):			
	差別禁止のための政	策		()	
	人的もしくは技術的	り支援のための助成	金			
	(例:介助者、手話)	通訳者、ジョブ・コ	ーチ等)	()	
	障害者雇用割り当て	て制度		()	
	自営を支援する小規	見模貸し付け・小額	甫助金	()	
	特定の職業への優先	上雇用		()	
	職業ガイダンス(例:	就職研修、情報提供	()	()	

障害者の製品・サービスを優先的に契約する	()
合理的な改善(例:職場の物理的アクセスの確保、		
職業及び訓練の計画・内容変更)	()
税金の免除	()
賃金補助制度	()
試し雇用	()
その他 (具体的にお書きください):		
		<u> </u>
30-b. 30-a で「雇用割り当て制度」にチェックした方は、この制度に何	けいて	て更にお答えく
ださい。(該当する全ての項目にチェックしてください):		
割り当てを充たさない場合の課徴金	()
経営者に対する奨励制度(例:減税)	()
課徴金を支払わない人に対する罰則制度	()
割り当て制度に従わない人(企業)に関する情報の公開制度	()
その他(具体的にお書きください):		
31. あなたの国はILOの「(障害者の)職業リハビリテーションと雇用(1983)を批准しましたか?はい ()批准した年をお書きください (いいえ ()	に関	する条約 159」)
5. 各種建築物・公共交通機関へのアクセス 32-a. 公共施設、建築物、及び公共交通機関へのアクセシビリティに関	する	基準はあります
か?		
ある() ない() 現在開発中 ()		
32-b. 32-a.で「ある」と答えた方は、下記にもお答えください: それらの基準の名称:		
()		
制定された年 ()		
その基準の簡単な説明:		

各種建築物及び交通機関へのアクセシビリティを確保するために、あなたの国の政									
が実施している方策についてお答えください(該当する項目全てにチェッ	クし	てく							
さい):									
アクセヒビリティを目的とするリフォームに補助金	()							
アクセシブルな建築物に対する表彰	()							
景観設計、建築、工学技術などの専門コースに									
ユニバーサル・デザインの概念を導入	()							
その他(具体的にお書きください):									
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス									
	5なた	の国							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス	5なた	の国							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、あ	5なた	の 国)							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、あ 実施されている全ての方策にチェックしてください:									
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、を実施されている全ての方策にチェックしてください: 情報アクセスに関する国内法、ガイドライン、基準などの整備	()							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、を実施されている全ての方策にチェックしてください: 情報アクセスに関する国内法、ガイドライン、基準などの整備 障害者のコンピューター・リテラシー及び技能向上研修	()							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、あ 実施されている全ての方策にチェックしてください: 情報アクセスに関する国内法、ガイドライン、基準などの整備 障害者のコンピューター・リテラシー及び技能向上研修 公的な情報をアクセス可能なフォーマットでの提供	()							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、を実施されている全ての方策にチェックしてください: 情報アクセスに関する国内法、ガイドライン、基準などの整備 障害者のコンピューター・リテラシー及び技能向上研修 公的な情報をアクセス可能なフォーマットでの提供 ICT に関するアクセシビリティの担当局の設置	()							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、あ実施されている全ての方策にチェックしてください: 情報アクセスに関する国内法、ガイドライン、基準などの整備 障害者のコンピューター・リテラシー及び技能向上研修 公的な情報をアクセス可能なフォーマットでの提供 ICT に関するアクセシビリティの担当局の設置 標準手話	()))							
情報、通信および支援技術を含む情報通信へのアクセス 情報、通信及び支援技術を含む情報通信へのアクセスを促進するために、あ 実施されている全ての方策にチェックしてください: 情報アクセスに関する国内法、ガイドライン、基準などの整備 障害者のコンピューター・リテラシー及び技能向上研修 公的な情報をアクセス可能なフォーマットでの提供 ICT に関するアクセシビリティの担当局の設置 標準手話 国内レベルにおいて統一された点字コード	(((((((((((((((((((()))))							

7. 能力開発、社会保障及び持続的生計プログラムによる貧困の軽減

35. 障害者が直面する貧困を軽減するために政府が行っている全ての措置についてお答えください(該当する項目全てにチェックをしてください):

農村部の障害者を対象とするプログラム					()
社会保護施策の実施(例:健康保険又は助成金の提供)					()
農村部、貧しい都市部において自助組織の結成を支援)
雇用促進					()
その他(具体的にお書きください):						
36. あなたの国の政府は、リハビリテーション、訓 発を実施する際、地域根ざした方針をとってい はい() いいえ() 現在そ	ますか?					
技術協力						
37-a. あなたの国の政府は、BMFの優先領域及 技術協力を提供したい(または受けたい) 該当する項目全てにチェックしてください	と考えて			:めに	どの	ような
技術協力の種類:						
		支持	爰提供	3	支援り	必要
財政面の支援		()		()
人材面の支援		()		()
技術移転		()		()
訓練・技能向上		()		()
障害の評価		()		()
障害の社会計画への統合		()		()
障害に関する予算編成		()		()
その他(具体的にお書きください):						
		·提供し	したい(又	 は受l	ナたい	いと考
	- 支援提	是供	支 :	援必勢	更	
リハビリテーション	()		(
教育	`)		(
住居	•)		(
アクセシビリティ	•)		()		

職業・雇用	()	()
情報とコミュニケーション	()	()
政策形成	()	()
その他(具体的にお書きください):		

自由回答質問

38. BMFの実施に関する意義ある進展の例などについて書きたい方、又はその他関連することについてご意見がある方は、下記の空欄をご利用なさって、自由にお書きください: